

新たなモデル事業 「商店街の未来を拓くプロジェクト」 全体像

【補助金における優遇】
(げんき商店街推進事業費補助金対象の)
市町村補助金：通常補助率の1.25倍以上
商業振興事業費補助金：通常補助率の2倍



①若手店主たち中心に
又は
②大型店の店長等を含む
「未来プロジェクトチーム」結成



チームが中心となり
「〇〇商店街地域未来構想」
を策定



構想の策定・実行にあたり
多様な関係者による
プラットフォームを設置・活用



「〇〇商店街地域未来構想」
を商店街は市町村へ提出
構想にはチームメンバーも記載



市町村は支援計画を
追記して県へ提出



県は審査会で
未来構想を審査
「商店街地域未来
プロジェクト」として指定



毎年度、プロジェクト発
の申請事業を補助金で
優遇して支援

区 分

概 要

対象団体

商店街振興組合、商店街事業協同組合、商工組合（商業組合）、協業組合、商工会議所、商工会、商業主体地域発展会、各種準拠法に基づく法人、まちづくり会社、若手及び女性経営者団体、連合組織等の商店街関係団体
 ※ 補助金の対象団体は各補助金の交付要綱等に基づく。

提出書類

様式第1号「商店街地域未来構想の内容」

主な要件

- ① **若手店主**（商店街に出店又は店舗の事業を承継して12年以内の商店等の経営責任者）を **2名以上（複数商店街の場合は3名以上）** 又は **大型店**（店舗面積1,000㎡超の小売店舗）の **店長等**（店長、副店長、マネージャー等の運営責任者等）を **1名以上** を含む **未来プロジェクトチーム** を設置し、そのチームが中心となって検討し、**商店街等として地域未来構想を策定** すること。
- ② 町内会、NPO、企業、経済団体、学校等の **地域の関係者等** から商店街に求められる役割を聞き取り、**街や商店街の未来像を話し合う場（地域プラットフォーム）** を設置・活用して、地域未来構想の内容に反映すること。
- ③ 市町村が参画又は市町村から助言等の協力を得ていること。

構想の記載事項

- ① 商店街のキャッチコピー
- ② 商店街の将来ビジョン（目指す未来の商店街の姿）
- ③ 未来の商店街の姿に至る方法（プロセス）
- ④ 実行体制（1）未来プロジェクトチーム（2）地域プラットフォーム
- ⑤ 想定・把握している「商店街に対する地域ニーズ」

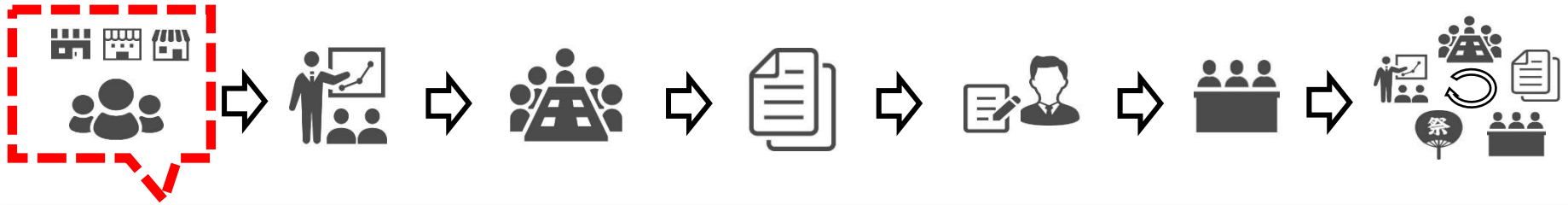
提出先

各市町村 商店街振興担当課

スケジュール

6月下旬～7月上旬頃 市町村へ様式第1号を提出
 8月下旬～9月上旬頃 「商店街地域未来プロジェクト」を指定

商店街の未来を拓くプロジェクト



いずれか { 若手店主を中心に 「未来プロジェクトチーム」 結成
大型店の店長等を含む

若手店主：商店街に出店又は事業を承継して12年以内の店主

(2024年4月1日時点)

※申請年度が2022年度の場合は「10年以内」、2023年度の場合は「11年以内」、2025年度の場合は「13年以内」

商店街の未来戦略を考えるチームのメンバーに若手店主2名以上
(複数商店街合同の場合は全体で3名以上)

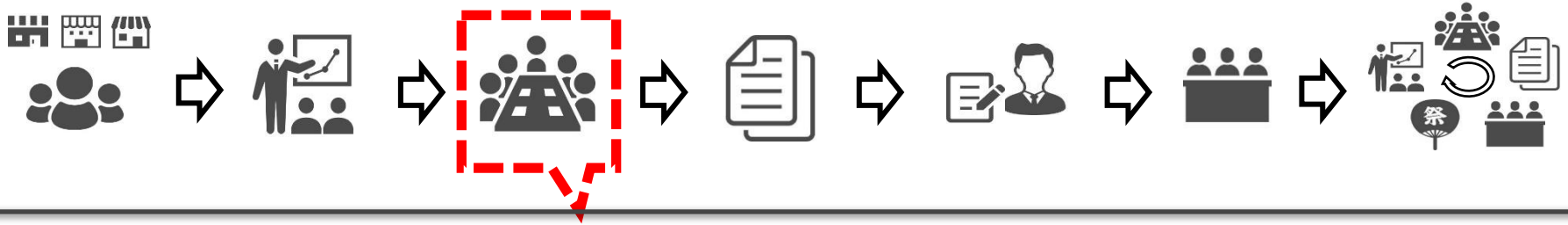
ポイント

若手に商店街内で伸び伸びと活動するための肩書(より所)
を制度的に付与

大型店の店長等：店長・副店長・マネージャー等運営責任者又はそれらに類する者
商店街の未来戦略を考えるチームのメンバーに大型店の店長等1名以上

ポイント

影響力のある大型店が参加することで、未来構想を具現化する事業に、一層の推進力を持たせる



構想の策定・実行にあたり多様な関係者による
地域プラットフォームを設置・活用

地域プラットフォーム：未来構想を練る場

市町村、地域住民、近隣学校など地域の関係者が集まり、商店街に求める役割・取組（地域ニーズ）を話し合う

ポイント

戦略を練り、構想をまとめ、プロジェクトを実行していく過程で地域プラットフォームを活用し、地域ニーズを汲み取る